

第3章 西駒郷の役割

1 更生施設の機能

西駒郷の入所更生施設機能について、西駒郷改築検討委員会からの提言では、今後は上伊那圏域の入所施設として必要な規模へと縮小するとし、全県の入所平均値を基に算出された定員は150～170人とされています。定員については、西駒郷の利用者の希望をもとに、地域生活への移行のための基盤整備を全県的に進めることにより、将来的には漸減していくと考えられます。

地域生活移行希望者250人の地域生活移行を5年間で集中的に進め、5年後の定員については190人程度を見込んでいます。10年後の入所更生施設の定員については、障害の重さに関わらず、入所されている方が、一人でも多く地域に移行していくという知的障害者入所更生施設としての本来の役割を堅持しつつ、上伊那圏域で暮らす在宅障害者の地域生活を支える施設としての必要性を考慮し、60～100人としました。今後、市町村等と連携した長野県の取組の結果として、定員の数字が変動することが考えられますが、最終的には現在利用されている方の地域生活移行の状況、圏域の入所希望者のニーズ等により設定します。

なお、10年後の目指す姿の定員については、地域生活移行の進行状況や社会情勢の変化を踏まえ、平成18年度中に見直します。

通所更生施設については、在宅で生活されている知的障害者や、西駒郷利用者で地域生活移行した方の中で、引き続き通所での利用を希望する方を対象とします。定員は、障害の重い方も対象とし、20～40人が必要であると思われます。

2 授産施設の機能

国は、「今後の知的障害者・障害児施策のあり方」(平成11年)の中で、授産施設については、地域で生活する障害者の就労の場として位置付け、通所施設として整備を促進することとしています。

今後、西駒郷の知的障害者入所授産施設(生業部)は、現在の全県域を対象とした入所施設から、上伊那圏域の障害者のための通所施設に転換することとし、必要な規模へと定員を順次縮小していきます。

生業部の利用者のうち、上伊那圏域出身者は15年7月1日現在、46人です。提言では、他圏域出身者の中にも入所期間が長期化し、通所転換した場合も引き

続き利用を希望する方が相当数いることが予想されるため、当面、上伊那圏域を対象とした西駒郷の通所授産施設の定員は、50～100人が適当であるとされました。しかし、ひとつの通所授産施設としては、100人の規模では大きすぎることから、60人程度が適当であると考えられます。

最終的な定員については、地域生活移行の状況、民間の通所授産施設や共同作業所の設置状況、上伊那圏域の知的障害者、保護者の希望等を勘案して決めます。また、西駒郷から地域生活移行した利用者の生活の場や、在宅知的障害者の状況等を考慮して、上伊那圏域内への分場についても検討していきます。

この通所施設への転換は、利用者の地域生活への移行と並行して、必要に応じて順次実施していきます。

なお、入所授産施設が廃止される時点で、生業部の利用者の中に地域生活への移行が困難な方がおられた場合は、入所更生施設へ移り、地域生活移行に備えることとなります。

3 地域生活支援の機能

今後、通所更生施設や通所授産施設の機能を持ち、地域の日中活動の場としてサービスを提供する施設となる西駒郷は、他の社会福祉法人やNPO法人とともに、地域生活支援体制の整備を進めます。

また、上伊那圏域の障害者総合支援センターと連携を図り、圏域内のグループホームや家庭で生活する障害者を対象に、就業・生活上の相談支援、各種福祉サービスの調整等を行います。

4 県立施設の役割として提言されたその他の機能

(1) 知的障害児施設機能についての検討

西駒郷の知的障害児施設の入所機能については、一般的な施設としての必要性はほとんどなくなったので、今後は駒ヶ根病院のあり方の検討と併せて、同病院と連携した自閉症児・ADHD^{*24}児等の支援を行う機能への転換について検討することが必要と提言されました。

西駒郷は、元来、総合援護施設という発想の中で創設され、各地域に養護学校や、更生施設が充実した現在の状況は想定されていませんでした。

近年、養護学校高等部の整備に伴い、18歳未満の児童の施設入所者が激減しており、県内の知的障害児施設の定員数も順次削減されてきました。

西駒郷においても、現在の入所者24人の中で18歳未満の児童はおりません。県内にある3つの施設の入所状況からも、全県を対象とした定員数は、信濃学園の定員数60人でも充足されると考えられます。

今後、18歳以上の過齢児については、他の利用者と同様に利用者の地域生活移行を進めるとともに、知的障害者施設としての西駒郷へ入所するよう手続きを進めます。

また、15歳以上18歳未満の方が知的障害者の施設に成人枠として入所できることが知的障害者福祉法で定められていますので、施設に入所する必要がある場合は、知的障害児施設がなくても、知的障害者の施設で例外的な対応ができます。

このため、知的障害児施設としての機能については平成16年度末をもって、廃止します。

なお、自閉症児・ADHD児等の支援を行う機能については、平成16年度、精神保健福祉センター内に設置予定の「自閉症自律支援センター」において、その機能を果たしていきます。

(2) 障害が重い方のセイフティーネット的機能についての検討

提言では、特に支援が困難なケースを中心として、西駒郷が最重度者の最終的な受入施設(セイフティーネット)としての役割を担うことにより、民間施設を支援し、保護者が安心感を得ることが必要であり、その規模は、強度行動障害等の特に支援の困難なケースを対象とすると、10～20人定員程度が適当であるとされています。

しかし、セイフティーネットを最終的な受入施設として位置付けるならば、定員が埋まると動きがとれず、セイフティーネット機能の意味がなくなってしまう。また、対象者の行動変容がないことを前提としたものであると考えられ好ましくありません。さらに、西駒郷は今後、上伊那圏域の施設となることから、全県域対象の障害の重い方のセイフティーネット機能は持たず、身近な地域の施設への入所が実現されるようにしていきます。

そのためには、自閉症自律支援センターが技術的支援を行うなど、民間入所施設を支援する体制を整えていきます。

（障害が重い方への支援）

現在、施設で最も濃密な支援を必要とする方は、強度行動障害がある方と言えます。強度行動障害がある方について、支援困難な時期は、学童期・思春期に訪れることが多いことから、その時期に専門的に対応することが必要であり、知的障害児施設の機能充実が重要となります。

このことについては、自閉症自律支援センターとの連携等も含め検討していきます。

また、18歳以上の方については、入所者の30パーセント以上の方が強度行動障害があるという民間の施設が3施設あることから、環境整備が整えば民間でも十分対応ができると考えられます。

今年度から、強度行動障害者特別支援加算が一人からでも受けられるようになり、自閉症自律支援センターのスタッフ等により専門的な支援がなされるならば、強度行動障害のある方の受入環境の整備は進むものと考えられます。

障害が重い方の生活の場の確保について、本年度から新たに医療的なケアの必要な重症心身障害者のグループホームを、県単独事業として制度化しました。平成16年度から、医療的ケアは必要ないが、通常のグループホームに比べて手厚い支援体制の整ったグループホームの整備も図る等、障害の重い方の生活の場の確保にさらに積極的に取り組み、障害が重い方が地域で安心して暮らせるよう支援していきます。

（3）知的障害者福祉のセンター的機能についての検討

施設入所者及び地域で生活する障害者の支援を向上させ、推進するため、西駒郷が県内の知的障害者福祉のセンターとしてさまざまな役割を果たすべきではないかとの提言を受けました。

また、自閉症・発達障害支援センター、知的障害者更生相談所の設置についても、併せて検討が必要とされました。

センター的機能としてあげられた知的障害者の支援方法の研究や、在宅福祉従事者に対する研修、知的障害者福祉に関する情報の収集、提供については、

障害者福祉施策を進める上で大変重要な課題です。

このことについては、西駒郷が将来的に上伊那地域を対象とした施設となることから西駒郷には設置せず、今後、全県の位置付けの中で検討していきます。

ア 自閉症・発達障害支援センターの設置

自閉症等に対しては、こだわり等の行動、強度行動障害等への対応が特に必要であり、在宅の自閉症児（者）等の家族においては、その対処方法に苦慮するケースも多いことから、こうした家族への支援が求められています。

自閉症・発達障害支援センターは、平成 15 年度で全国に 19 か所設置されており、このセンターの設置で、地域の関係機関、関係施設等に対する情報提供及び関係者の研修、自閉症児（者）等への療育及び就労支援を行うことにより、自閉症児（者）等の自律と社会参加が促進されるとともに、地域社会の自閉症等についての理解が進むことが期待されます。

自閉症・発達障害支援センターの設置については西駒郷には設置せず、平成 16 年度は、長野市にある精神保健福祉センターに職員を増員し、療育相談部門を「自閉症自律支援センター」として設置し、中南信地域の療育相談体制の強化を図ります。

平成 17 年度以降には 2 つ目の自閉症自律支援センターを中信地域に設置し、自閉症療育を直接担当する専門スタッフの養成機能を強化し、家族への支援を充実していきます。また、各障害保健福祉圏域に配置の療育コーディネーター、自律支援教育コーディネーター^{*25}と密接な連携を図ると共に、自閉症自律支援センターの職員による専門的な支援のもと、各圏域の療育システムを構築していきます。

イ 知的障害者更生相談所の設置

知的障害者更生相談所には、国の「知的障害者更生相談所のあり方検討委員会」報告書（平成 14 年）でも示されているとおり、地域の知的障害者とその家族の全般的な生活支援を行う一方で、市町村や関係機関を支援するという地域生活支援の中核を担う役割が期待されています。

また、障害者等が障害者福祉サービスを主体的かつ適切に選択できるように支援することも期待されており、障害者が地域での生活を選択する上でも重要

な役割を果たすと考えられています。

知的障害者更生相談所の設置については西駒郷には設置せず、知的障害者更生相談所のあり方検討会の中で引き続き検討します。